

災害時における相互応援に関する協定

京都府与謝郡与謝野町と兵庫県豊岡市（以下「協定市町」という。）の間に、災害時の相互応援に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町のみでは十分な応急対策及び応急復旧を実施することができない場合において、同法第67条第1項の規定に基づく相互応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請する被災市町（以下「受援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、協定市町に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ等により応援の要請を行い、後に速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号の応援を要請する場合は、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号の応援を要請する場合は、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

（自主応援）

第4条 協定市町の区域で激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、前条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定の定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合、前条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第5条 協定市町が前2条の規定に基づく応援に要した経費は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として受援市町の負担とする。

2 受援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、
応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(応援市町職員の指揮)

第6条 応援市町から受援市町に派遣された職員は、受援市町の指揮により活動するものとする。

(平時の活動)

第7条 協定市町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 地域防災計画その他必要な資料の提供
- (2) 連絡調整会議等の開催
- (3) 合同訓練等の実施
- (4) その他必要な事項

(補則)

第8条 この協定に関し必要な事項は、協定市町が協議のうえ定める。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、協定市町がその都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成23年9月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定する各市町長が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年9月1日

京都府与謝郡与謝野町長 太田 貴 美



兵庫県豊岡市長 中 貝 宗 治

